# 大阪カテドラル聖マリア大聖堂納骨堂管理規程

(目的)

- 第1条 この規程は大阪カテドラル聖マリア大聖堂納骨堂の使用ならびに維持管理について必要な事項を定めたものである。
  - 2 この納骨堂は、焼骨の収蔵の目的以外に、使用することはできない。

#### (使用者の資格)

- 第2条 この納骨堂を使用することができる者及び収蔵を認められる帰天者は、原則としてカトリック大阪大司教区(以下「教区」という。)に所属する信者及びその親族又は相続人とする。
  - 2 教区本部事務局長が特別な理由があると認めるときは、前項に該当しない者に対しても、これを使用させることがある。

#### (管理委員会)

- 第3条 この納骨堂の使用、維持管理などの運営を円滑にするため、墓地・納骨堂管理 委員会(以下「管理委員会」という。)を設ける。
  - 2 管理委員会は教区本部事務局長を代表者とし、教区司教が任命する若干名の委員によって構成する。

### (納骨堂使用申込と承諾)

- 第4条 この納骨堂の使用を希望する者は、「納骨堂使用申込書」(様式1)に「誓約書」(様式2)を添えて管理委員会に申込み、管理委員会の承諾を得なければならない。
  - 2 管理委員会は前項の申込を承諾し、申込者より使用料の納付を受け「使用許可書」(様式3)を発行したとき申込者は納骨堂使用者(以下「使用者」という。) となる。

#### (使用料及び年間維持管理費)

- 第5条 この納骨堂の使用料は、別表1のとおりとする。
  - 2 使用者は、別表2に定める年間維持管理費を管理委員会に支払うものとする。
  - 3 年間維持管理費は、11月3日から翌年11月2日までを一年度とし、使用者は翌年度分を11月3日までに前納するものとする。なお、振込み等にかかる費用は使用者負担とする。ただし、使用許可時には、年度途中であっても1年とみなし、使用料と同時に一年度分を支払うものとする。
  - 4 使用料及び年間維持管理費は、物価の変動等により不適当となった場合は改定する事がある。
  - 5 既納の使用料及び年間維持管理費は、これを返還しない。

#### (納骨)

- 第6条 納骨するときは、使用許可書に市町村区長発行の火・埋葬許可書又は改葬許可書を添えて、別に定める「納骨届」(様式5)を管理委員会に提出し許可を受けたうえで納骨しなければならない。
  - 2 遺骨の収蔵に用いる容器は、原則として委員会が指定する容器を用いなければならない。

#### (使用者の通知義務)

第7条 使用者は使用許可書記載事項に異動があった場合、速やかに管理委員会に届け 出なければならない。

#### (使用権の承継)

第8条 使用者の死亡その他の事由により、納骨堂の使用権を承継しようとするときは、「使用権承継申請書」(様式6)に承継の事実を証する書類及び使用許可書を 添えて管理委員会に提出し、許可を受けて承継することができる。

#### (禁止行為)

- 第9条 この納骨堂にておいて次の行為を禁止する。
  - (1)カトリックの典礼、儀式及び慣行を無視し、又はさまたげる行為。ただし、 他宗教による祭儀が必要な場合は教区本部事務局長の許可を受けること。
  - (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある行為。
  - (3) 管理委員会が行う管理上必要な指示に反する行為。

### (使用許可の取消し)

- 第10条 使用者が次の各号の一に該当するときは、管理委員会は使用許可を取消し、 使用権は消滅する。
  - (1) この規程第9条に規定された禁止行為を行ったとき。
  - (2) 使用権を第三者に譲渡又は転貸ししたとき。
  - (3) 使用者及び縁故者の所在が不明となって10年を経過したとき。
  - (4) 年間維持管理費の納付が10年を経過しても行われないとき。
  - (5) 法令又はこの規程に基づく指示に違反したとき。
  - 2 使用権が消滅した者は、遅滞なく納骨室を原状に回復して、管理委員会に引き渡さなければならない。
  - 3 前項の引き渡しが行われない場合、管理委員会は本人又はその相続人に代わって、納骨室を原状に回復し、かつ収蔵されている遺骨等を、合葬共同墓に改葬することが出来る。その場合、その後の遺骨等の改葬はできない。また、原状回復、改葬などに係る費用、諸掛かりは本人又はその相続人の負担とする。

#### (規程の改廃)

- 第11条 この規程の改廃ならびに使用料及び年間維持管理費の改定は教区司教の承認 を受けて行う。
  - 2 この規程の施行にあたり教区司教の承認を受けなければならない。

#### 附貝

- 第12条 この規程は、2007年10月1日から施行する。
  - 2 1983年11月1日に発効された大阪カテドラル納骨堂使用規程は廃止する。
  - 3 この規程施行の際、既に納骨堂使用権を有する者は、この規程により使用許可を受けたものとみなし、なお従前の例による。
  - 4 この規定は、2014年4月1日から施行する。

## 2014年4月1日 施行

別表1 (第5条 第1項関係) 納骨堂使用料(1室。消費税別)

<u> </u>	1 54 1/1/1/	
	大	小
	納骨室番号 1~1631	納骨室番号 1827~2132
上から1段目	210,000円	250,000円
上から2段目	270,000円	250,000円
上から3段目	300,000円	250,000円
上から4段目	300,000円	200,000円
上から5段目	300,000円	175,000円
上から6段目	210,000円	125,000円
上から7段目	150,000円	

※ (例) 消費税 10%の場合 使用料 300,000 円は、税込 330,000 円 250,000 円は、税込 275,000 円になります。

# 別表2 (第5条 第2項関係)

年間維持管理費(1室。消費税別。納骨室の大きさ、位置に拘わらず同金額)

11 1 1 2 X (1 2 0 11 X 12 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	大	小
	納骨室番号 1~1631	納骨室番号 1827~2132
年間維持管理費	3,000円(消費税別)	3,000円(消費税別)

※ (例)消費税 10%の場合 管理費 3,000 円は、税込 3,300 円になります。

## 付則

2019年10月1日 大阪カテドラル聖マリア大聖堂納骨堂管理規程 第5条4項により、表1を消費税込から消費税別に金額改定を行った。